

久谷の里山賑わい創出業務委託 仕様書

松山市では、市内全域の地域振興やまちづくりの行動指針として、「松山市地域振興構想」を策定し、その中で忽那諸島・風早・三津浜・久谷の4地域では地域別構想を示し、それに沿ったまちづくりを展開している。また、久谷地区においては、地域住民や団体が構成された『久谷地区まちづくり協議会』が、松山市と協力・連携しながら地域主体のまちづくりに取り組んでいる。

そこで、この「久谷の里山賑わい創出業務」(以下、「本業務」という。)は久谷地区における地域振興構想を実現するために久谷の地域資源を活用し久谷のブランディングに繋げ、地域内外に久谷のファンが増え、訪れる人が増えるような事業計画の策定と、イベント等の開催に係る企画・運営を行うものである。

## 1. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 2. 委託内容

### 【I】久谷の里山賑わい創出計画の策定

#### (1) 計画の内容

(ア)「松山市地域振興構想(地域別構想のうち久谷地区)」で示す地域の状況や今後のまちづくりの方向性などの内容や久谷地区まちづくり協議会の取り組み内容等を調査・把握し、それらの取組と合致・連携するものとする。

(イ) 令和7年～16年度の10年間に久谷地区が目指す目標を短期(2～3年)、中期(5年)、長期(10年)に分けて策定するとともに、久谷地区で取り組むべきと考える事業を、年度ごとに「現状」「課題」「対策(テーマ・事業概要・費用など)」「効果」にまとめて提案すること。なお、令和7年度の事業計画は今年度中に実施するものとして、【II】のとおり詳細を提案すること。

### 【II】令和7年度に実施する事業計画の企画・運営(詳細)

#### (1) イベントの企画

(コンセプト、イベント名称、開催日、場所、集客数、当日までのスケジュール、広報の方法など)

#### (2) イベントの運営

(当日のスケジュール、看板・誘導・駐車場・ゴミ処理などの会場設営と撤去、実施体制など)

#### (3) 関係機関との調整

(イベントの実施に当たり、地元団体など関係者との事前協議や利用申請など必要な事務処理)

### 【Ⅲ】久谷の里山賑わい創出計画実施プロジェクトチームの立ち上げ

- (1) 【Ⅰ】で策定した計画を実施するプロジェクトチームを立ち上げること。
- (2) プロジェクトチームの立ち上げは【Ⅰ】で策定した計画の実施だけでなく、今後久谷地区のまちづくりを担っていくことも目的とする。
- (3) 久谷地区まちづくり協議会と定期的な情報の共有を行い、進捗状況を報告できる体制を構築すること。

### 3. 業務完了報告

- (1) 【Ⅱ】の事業実施後には、イベントの内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物等を記録した実施報告書（冊子1冊及びCD-ROM1枚）を提出すること。
- (2) 本業務終了後には、計画書（冊子1冊及びCD-ROM1枚）及び業務完了報告書を提出すること。

### 4. 検査

本業務（【Ⅱ】実施事業含む）は、提出された計画書、実施報告書及び業務完了報告書を久谷地区まちづくり協議会が検査し、その検査の合格をもって業務完了とする。ただし、業務完了後においても、受注者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、受注者は久谷地区まちづくり協議会の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行うこと。

### 5. 個人情報保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 6. 著作権等の取扱

本業務で受注者が作成し納品された成果物に対し、著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、全て久谷地区まちづくり協議会に譲渡するものとし、受注者は、本著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

### 7. 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、契約終了後も同様とする。

### 8. 業務責任者

本業務を円滑かつ適正に遂行するため業務責任者を置くこと。

業務責任者は、相当の経験と必要な能力を有する者とし、本業務の統括を行うとともに、久谷地区まちづくり協議会との調整を図ること。

## 9. 再委託の制限

受注者は、業務の処理を第三者に再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務や専門外業務にかかる部分等において、久谷地区まちづくり協議会にあらかじめ承認を得たときは、この限りではない。

## 10. 損害の賠償

本業務の履行に際して、本契約の違反又は受注者の故意又は過失により、久谷地区まちづくり協議会又は第三者が損害を被った場合、受注者はその賠償の責を負うものとする。

## 11. その他

本仕様書に定めのない事項、またその内容の解釈に疑義が生じた場合は、久谷地区まちづくり協議会と受注者で協議のうえ決定するものとする。

提案された数量、内容等は、受注者決定後の協議によって、一部を変更・修正する場合がある。